

津市消防職員の隔日勤務に関する規程

平成18年1月1日消防本部訓第17号

改正 平成20年6月30日消防本部訓第1号
平成21年3月30日消防本部訓第2号
令和3年2月25日消防本部訓第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、津市消防職員のうち隔日に勤務する職員（以下「隔日勤務者」という。）の勤務時間帯について、津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年津市条例第34号。以下「条例」という。）及び津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成18年津市規則第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間)

第2条 隔日勤務者の勤務時間は、午前8時30分から翌日の午前8時30分までの間において休憩時間及び睡眠時間を除き、15時間30分（以下「1勤務」という。）とし、4週間につき1週間当たり38時間45分を超えない範囲内とする。

(休憩時間)

第3条 隔日勤務者の休憩時間は、次のとおりとする。

- (1) 正午から午後1時まで
- (2) 午後5時15分から午後6時15分まで
- (3) 午後9時から午後10時まで又は午前5時から午前6時まで

(睡眠時間)

第4条 隔日勤務者の睡眠時間は、5時間30分とし、午後8時から翌日の午前8時までの間において所属長が指定する。

(週休日)

第5条 隔日勤務者の週休日（条例第3条第1項に規定する週休日をいう。）の指定は、所属長が行う。

(時間外勤務等)

第6条 所属長は、緊急又は臨時に勤務を必要と認める場合は、隔日勤務者に対して勤務時間外に勤務を命じ、又はその勤務時間等を変更することができる

る。

附 則

この訓は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成20年6月30日消防本部訓第1号）

この訓は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日消防本部訓第2号）

この訓は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令和3年2月25日消防本部訓第2号）

この訓は、令和3年4月1日から施行する。